

相続税教室(7)生命保険を使う

生命保険とは、万が一自分が病気・ケガで、死亡・入院などがあった場合に、経済的損失を補填するものです。しかし保険の特徴をみると、相続の中でも特に「争族」対策に使えることがわかります。

代償分割に使う

相続人が複数いるとき、遺産を平等に分けることは困難な場合があります。特に自宅や事業用資産しか主な遺産がない場合、複数の兄弟姉妹全員に共有で分けるという訳にはいきません。当然家業や自宅を継ぐ人とそうでない人の間で、遺産額に不平等が生じます。このような場合、多くを相続した人が不平等を解消するために他の相続人に支払う「代償金」を生命保険で用意しておくことができます。

下の例では、未亡人の母が、自宅 5,000 万円と金融資産 3,000 万円のうち、同居している長男に自宅を、独立した長女には現金を遺したいとします。これでは兄妹の間で相続する資産額に、2,000 万円もの差がでてしまいます。このような場合に、被相続人の母が自らを被保険者として死亡保険金 2,000 万円の生命保険に加入し、長男を受取人に指定しておけば、母の死後、長男はこの死亡保険金 2,000 万円を受取り、代償金として長女に支払えば、長女も納得するでしょう。

受取人固有の財産：遺産分割協議の対象外

生命保険は、保険料負担者＝契約者が被相続人の場合、民法上は相続財産ではありません。したがって死亡保険金は「受取人固有の財産」として、遺産分割協議の対象外となります。この特質から、現金を遺贈したい人に指名して保険金を渡すことができます。遺産分割協議の対象外として長男が母の死亡保険金 2,000 万円を長男固有の財産として受取って、長女に 2,000 万円の代償金を支払えるという訳です。

ただし遺産分割協議書に代償金である旨を記載しておかないと、長男から長女へ 2,000 万円の贈与とみなされ可能性もあります。また、長女には代償金を支払うことを条件に長男に相続させる旨を遺言書で残しておけば、兄妹間で不要な争いも発生しないでしょう。

さらに遺産分割協議の対象外ですから、遺留分減殺請求の対象にもなりません。遺言で遺留分（法定相続人に保証された最低限の相続割合）を侵害する場合は、遺留分相当の金額を生命保険で備えることもできます。

500 万円×法定相続人数の非課税枠

民法上は相続財産ではない生命保険金ですが、相続税法上は相続財産とみなして課税され、「みなし相続財産」と呼ばれます。

一方相続税の計算上、相続人が受け取る死亡保険金には「500 万円×法定相続人数」の非課税枠があります。

例えば 2,000 万円の死亡保険金を長男一人が受け取ったとしても、法定相続人が 2 人いる場合は 1,000 万円が非課税となり、1,000 万円しか課税されません。

被相続人が高齢の場合は、本人が被保険者となれない場合もあります。他のパターンの事例もまた機会がありましたら、お話ししたいと思います。

